

原水素病
6月以内
に辛夷

被爆者援護へ迅速化

國學書

厚生労働省は、一〇一六年度の被爆者援護施策を拡充し、医療特別手当の支給要件を定めた原爆症認定の審査期間を原則六ヵ月以内に迅速化したり、放射性降下物を含む「黒い雨」の体験者に対する新たな相談事業を創設したりする方針を固めた。関連経費を一六年度予算の概算要求に盛り込む。

との要請を受けており、被爆者の高齢化が一層進む状況を踏まえ、対応を検討してきた。

ただ被爆者の間には、爆心地からの距離などに基づく制限を設けた現行認定制度の抜本改革を求める声が根強く、国にはさらなる対

応が求められる。
厚労省によると、原爆症連認定に関しては、審査基準の一部緩和などに伴う申請數の増加などで審査期間が六ヶ月～一年程度かかっており、事務作業を見直さないで原則六ヶ月以内に審査を終えるようにするといふ。

ての自治体に委託して実施している健康診断の項目に、血液がん多発性骨髓腫の検査を追加。さらに「被爆建物」の保存に向けた支援や、被爆被害の発信を目的とした海外での原爆展開催などにも取り組む構えだ。

厚労省の担当者は取材に、「被爆者の高齢化を重く受け止め、議連からの要望も考慮してできるだけ多くの施策の実現に努力したい」としている。

出典：東京新聞 2015年8月5日付